

教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン 構成案

教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの構成

- 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインは、本編＋具体的な取組内容ごとの実施マニュアルで構成する。
- 本編には、事業の実施計画の作成及び実施計画に記載すべき事項から、事業実施までの手順や留意点を取りまとめる。
- 取組内容ごとのマニュアルには、事業の実施方法、実施内容の参考となる事例等を取りまとめる。
- 実施マニュアルで補完しきれない範囲の事例や取組についても、適宜コラムで取組を紹介する。(接遇研修のガイドラインなど)
- マニュアル全体を通して、当事者参画の視点を充実させる。

教育啓発特定事業
の実施に関する
ガイドライン

「心のバリアフリー」の考え方を最大限反映できるよう、各取組事例において可能な限り当事者参画の視点を反映。

ガイドライン本編

実施マニュアル(現時点では4つの分類を想定)

実施マニュアル
(バリアフリー教室編)



実施マニュアル
(まち歩き点検等編)



実施マニュアル
(シンポジウム・
セミナー編)



実施マニュアル
(適正利用の
広報啓発編)



ガイドライン作成にあたっての基本的視点

【基本的視点】

1. ガイドライン及び各実施マニュアルにおいて、多様な関係者の障害の社会モデルに関する理解や障害当事者の参画による心のバリアフリーの推進についての記載を充実する。
2. 教育啓発特定事業として取組を実施することにより、市町村が計画的かつ継続的に事業を実施する必要性を明確化するとともに、事業実施上の実務上の課題に対応した各実施マニュアルとして作成する。
3. 心のバリアフリーに関する市町村の取組事例に限らず、例えば官民連携など将来的に教育啓発事業としての実施が期待される先進技術等についても事例として紹介する。

「障害の社会モデル」の考え方

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、**社会的障壁を取り除くのは社会の責務である**とする考え方

(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」
2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「心のバリアフリー」とは

「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」
(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

＜「心のバリアフリー」体现のポイント＞

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

【ポイント】

- 心のバリアフリーに関するソフトの取組を教育啓発特定事業として計画的かつ継続的に、さまざまな関係者と連携しながら実施する必要性やその効果等について記載。
- 教育啓発特定事業の法的位置づけとともに、教育啓発特定事業としての実施が想定されるさまざまな取組や事業実施にあたり当事者参画のあり方も含めた具体的な進め方等について整理。

<1>教育啓発特定事業の意義・法的位置づけ等

教育啓発特定事業を実施する上での基本的考え方や効果等について

- 心のバリアフリーの必要性とともに、教育啓発特定事業計画に基づき計画的かつ継続的に取組を実施することが必要。
- 市町村・施設設置管理者(事業主体)以外にも、障害当事者団体等のほか、学校教育連携事業の場合は学校等、理解協力啓発事業の場合は関係事業者や施設利用者等のさまざまな関係者とお互いに連携しながら事業を実施する。
- 学校教育連携事業について、学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止の観点から、学校と十分に事前な協議が必要。等

<2>教育啓発特定事業の事業内容・進め方等

教育啓発特定事業としての実施が想定される事業内容と事業の進め方(基本構想・教育啓発特定事業計画の記載例を含む。)について

- 教育啓発特定事業として実施する事業の内容
バリアフリー教室、まち歩き点検等、シンポジウム・セミナー、適正利用の広報啓発等のほか、多様なソフトの取組の例を紹介
- 特定事業計画に基づく事業実施までの流れ
基本構想への位置づけ～事業者との調整～教育啓発特定事業計画の作成～事業実施の各段階での留意点(当事者参画の考え方を含む。)を記載
- 基本構想における位置づけと教育啓発特定事業計画の作成例
基本構想及び教育啓発特定事業計画の記載事項及び記載例について、市町村における事例(右記参照)も踏まえつつ整理

◆基本構想の位置づけの例(生駒市)

実施範囲	事業内容		事業者	目標時期		
	■：特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期
生駒市全域	学校と連携して行う教育活動	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	生駒市		○*	
	市民を対象とした啓発活動	■講座等の啓発活動の実施	生駒市		○*	
	従業員等を対象とした啓発活動	□従業員に対する接客教育の実施 ■市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施	交通事業者及び施設管理者 生駒市		○*	○*

◆教育啓発特定事業計画の例(港区) ※一部抜粋

①港区(心のバリアフリー特定事業)

1.事業の考え方
高齢者や障害者、多様な利用者等支援を必要とする人が、安心して気持ちよく施設を利用できるように施設の管理者や廻りの人々が、様々な障害への理解を深め、適切な情報提供や対応、配慮ができる社会をつくりあげる取組を全区域で促進していきます。

2.事業内容・実施期間

事業分類	実施箇所	事業内容	届出/計画	実施予定期間(年度)												進捗状況	担当部署			
				短期	中期	長期														
心のバリアフリーの意識啓発の推進	区民・事業者への啓発	障害者の人権保護に関する映像を作成し、区民や事業者向けに放映し、イベントでの交流や啓発資料の配布等様々な手段を通して、障がい者に対する理解を深める。	計画	継続して実施												4	継続実施中	進捗状況について具体的な実施内容や変更点等を進捗率(%)表示し、可能な限り詳細に記入	障害者福祉課	
		障害者の有難いなかかわり、互いの立場に立ち、お互いを理解しあえることを目指し、イベントでの交流や啓発資料の配布等様々な手段を通して、障がい者に対する理解を深める。	計画	継続して実施													4	継続実施中	差別解消法の普及や理解促進のため、障害者週間記念事業において実施した。また、障害者差別解消法事例集(事業者向け)を作成した。	障害者福祉課
		ヘルプカードを区民に配布し、活用に向けて普及啓発に努める。ヘルプカードへの対応のために職員、区民や事業者への周知、協力的な事業を推進(期間)	計画	継続して実施													4	継続実施中	総合支所窓口で、障害者手帳交付時等に、障害者に交付しています。ヘルプカードについては、ポスター等で周知しています。令和元年度、ヘルプカードの配布作業を行いました。また、平成20年度は、ヘルプマークスチッカーを作成しました。	障害者福祉課
関係者の取組の推進	関係者への啓発	区民・区内事業者向け啓発イベントを開催し、区民のバリアフリーへの取組を広くPRすることで、民間への協力を促進	必要数													1	完了	平成24年度末完了	地域交通課 交通対策係	
		職員向けバリアフリー研修を実施(年1回(研修費等))	計画	継続して実施												4	継続実施中	職員向けに年1回研修を実施	障害者福祉課	
関係者の取組の推進	関係者への啓発	社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座、区民や事業者向け啓発資料の配布等様々な手段を通して、障がい者に対する理解を深める機会を提供	計画	継続して実施												4	継続実施中	障害への理解を深めるため、学校や企業等で行う福祉体験学習に対する支援や福祉体験学習の実施をしています。企業・学校等 18回 2,000人参加(福祉体験学習)1回 7人(中学生)	保健福祉課 地域保健福祉係	
			実績																	

【ポイント】

- 教育啓発特定事業としてバリアフリー教室を実施する意義、バリアフリー教室の企画、準備、実施、フィードバックの各段階における進め方・留意点を整理。
- 多様なメニューを取り入れたバリアフリー教室の企画から実施に至るまでの各段階における地方運輸局等の取組の事例を紹介。

<1>バリアフリー教室を実施する意義

教育啓発特定事業としてバリアフリー教室を実施する意義や効果、計画的な事業実施の必要性等について

- 高齢者・障害者等の疑似体験・介助体験等を行うことにより、バリアフリーについての理解を深めるとともに、「心のバリアフリー」社会の実現に寄与することを踏まえ事業の実施にあたっての実務的な進め方等について整理。
- 教育啓発特定事業として実施することで、関係する事業者や学校等と連携しつつ、教育啓発特定事業計画に基づき計画的にバリアフリー教室を実施することが可能。

<2>バリアフリー教室の特徴

- 実際に体験する
 講話等で知識を得るに加え、高齢者・障害当事者等の感覚を実際に体験することにより、社会的障壁(バリア)とバリアフリーに関する理解を深め、心のバリアフリーの意識を醸成することができる。
- 当事者と一緒に取り組む
 インクルーシブ教育(障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み)も念頭におき、それぞれの立場から見た困りごとに気づくとともに、高齢者・障害当事者等に対して「特別な人」だという誤解がなくなり、バリアフリーへの理解が深まる。
- 「環境がバリアを生む」ことを理解する
 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、一人ひとりの能力がバリアの原因ではないことを理解する。

<3>バリアフリー教室の3つの要素(構成)

- 座学(説明や話を聞く)
 - ・ 各種のテーマに関する講話(心のバリアフリー、障害の社会モデル、各種の障害の特性等、補助犬、ベビーカー、子ども用車椅子 等)
 - ・ 疑似体験・介助体験に関する事前説明
 - ・ 絵本の読みきかせ
 - ・ 調べ学習
 等
- 体験(疑似体験等)
 - ・ 車椅子使用者、視覚障害者、高齢者等の疑似体験、介助体験
 - ・ 手話講座
 - ・ ふれあい教室
 - ・ まち歩き
 - ・ バリアフリーのものづくり
 等
- まとめ(フィードバック)
 - ・ 参加者へのアンケート調査の実施
 - ・ 体験後の説明や講話
 - ・ 参加者のグループでの意見交換、発表
 等

【ポイント】

- 教育啓発特定事業としてまち歩き点検等を実施する意義、事業を進める上での実務的な対応、フィードバック等の成果の活用等についての留意事項を整理。
- 多様な主体と連携したまち歩き点検等の実施やアウトプットの有効活用についての全国の市町村における取組事例を紹介。

<1>まち歩き点検等を実施する意義

教育啓発特定事業としてまち歩き点検等を実施する意義や効果、計画的な事業実施の必要性等について

- 障害当事者と同じ目線で共生社会に必要な理解を深めることや課題解決の実践方法を考える心のバリアフリーを推進することが目的。
- 障害当事者の参画はもちろん、地域住民や施設管理者等の多様な関係者が参加し、それぞれの立場から解決策を考えることが必要。
- 教育啓発特定事業として実施することにより、必要な関係者を巻き込みつつ、計画的に事業を実施することができる。等

<2>まち歩き点検等の実務的な進め方

まち歩き点検等の事業実施にあたり各段階における事業の具体的な進め方や事業の実務的な留意事項等について

- まち歩き点検等の進め方
企画～事業実施～フィードバックの全体の流れを整理するとともに、教育啓発特定事業として計画的・継続的な事業実施の必要性等について記載
- まち歩き点検等の企画におけるポイント
事業の対象区域及び経路と具体的な点検項目の設定、障害当事者の参画を含む参加者の決定、専門家の関与等について標準的な対応を記載
- まち歩き点検等の実務的な留意事項等
企画段階における実務的な留意事項(関係事業者等との調整)や事業の実施方法(まち歩き点検等のプログラムや安全への配慮等の留意事項、デジタルを活用したまち歩き点検等の実施方法等)について記載
- フィードバックの考え方
ワークショップ形式等によるフィードバックの方法や留意点、点検結果をバリアフリーマップ作成等のアウトプットにつなげるための工夫等について記載

<3>多様なまち歩き点検等の取組事例紹介

多様な主体(学校教育、地域団体等)と連携したまち歩き点検等の実施やアウトプットの有効活用(バリアフリーマップの作成、基本構想のスパイラルアップ)についての取組事例を紹介

- 学校教育と連携したまち歩き点検等の実施事例
・ 児童を対象としたまち歩き点検等の実施(田川市)
- 地域の多様な主体が連携したまち歩き点検等の実施事例
・ バリアフリー推進パートナーとの連携(福島市)
- まち歩き点検等のフィードバックを有効活用する取組事例
・ バリアフリーマップの作成(大館市)
- 基本構想のスパイラルアップ等につなげる取組事例
・ 特定事業計画事業者を巻き込んだ進捗状況の確認(香芝市)

【ポイント】

- バリアフリーに関する理解増進等を目的としたシンポジウムやセミナーを実施する際の、実務的な検討事項や留意点について、網羅的に整理。
- 市町村や事業者による取組事例について、実際の担当者へのヒアリングも踏まえ、様々な観点(対象者・テーマ・工夫した点・実施形式...)から詳細に掲載。

<1>実施に当たってのポイント

教育啓発事業としてシンポジウムやセミナーを実施する際の企画立案・運営の一助となるよう、検討すべきポイントを整理。

ポイントと検討例

※一例であり記載イメージ。

✓ 対象者

・一般市民 ・職員 ・特定の事業者 ・限定なし

✓ テーマ

・心のバリアフリー ・障害特性 ・バリアの体験
・ユニバーサルツーリズム ・障害当事者との交流

✓ 実施形式

・講演(講義) ・グループワーク ・パネルディスカッション
・疑似体験 ・複数の形式の組合せ

✓ 費用

・広報費 ・講師への謝金 ・会場の借り上げ費
・通信費 ・(必要な場合)手話通訳料

✓ 広報の仕方

・チラシ ・HPにおけるプレスリリース
・自治会等への回覧 ・関係団体や学校へのお知らせ

<2>取組事例

※一例であり掲載内容は調整中。

○弘前市(あいおいニッセイ同和損害保険(株)との共催)

- ・**名称**:ユニバーサルマナーセミナー&障害者スポーツアスリート講演会
- ・**対象者**:限定なし(→結果:弘前市職員や住民等80名程度) ・**テーマ**:心のバリアフリー
- ・**実施形式**:講演、グループワーク ・**費用**:講演料、手話通訳料 等
- ・**取組概要**:(株)ミライロの講師や元パラアスリートによる講演に加え、障害当事者への接し方や手話に関するグループワークを実施。
- ・**広報**:市の広報誌への掲載、学校へのお知らせ 等


○全日本空輸(株)

- ・**取組名称**:ユニバーサル実技研修や高齢者・障がい者交流体験セミナー
- ・**対象者**:職員(新入社員から役員まで ※一部選択制) ・**費用**:主に講師派遣費用
- ・**テーマ**:心のバリアフリー、障害特性、疑似体験、障害当事者との交流 等
- ・**取組概要**:車いすや白杖等を使つての疑似体験、サポート方法の習得、社会福祉の基礎的な座学、障害当事者・高齢者と職員との交流を実施。
- ・**工夫**:障害当事者である社員の「生の声」を活かした企画立案やマインド醸成、人事施策との連動 等



【ポイント】

- 教育啓発特定事業として、広報啓発により心のバリアフリーの考え方やその実践方法等について理解を深めるための計画的な取組が有効であり、市町村等が行う具体的な取組事例等について紹介。
- 全国でシンボルマーク等の普及や適正利用の啓発等について多様な手法による取組が行われており、このような取組の訴求効果も踏まえ、効果的な広報啓発の取組について広く水平展開を図る。

多様な手法による広報啓発の実施事例

- 高齢者障害者等用施設等の適正利用や障害当事者の具体的なニーズ等について広報啓発により理解を深めるため様々なツールの活用や伝え方を工夫したポスター等の作成による広報啓発が行われている。

【事例】市民部会による広報啓発の取組(茅ヶ崎市)

- 茅ヶ崎市ではバリアフリー市民部会で心のバリアフリーの広報啓発の取組を実施している。
- 当事者の声・体験を反映したポスターの作成、様々なツールの活用、制作物の見直し等効果的な広報啓発に向けた取組を実施している。



シンボルマーク等に関する広報啓発の実施事例

- 高齢者障害者等用施設等の適正利用の推進のため、各種シンボルマークの表示や適正利用に関する制度等についての正しい理解を増進するための広報啓発が行われている。

【事例】基本構想における適正利用や各種マークの紹介【川口市】

- 川口市は基本構想の「心のバリアフリーとその他の取組」の中で、各種障害者マークの紹介とそれを所持している方が必要としている協力が配慮及び適正利用の呼びかけ等を行っている。



障害特性に応じた適切な配慮に関する理解促進の取組事例

- 障害の程度やその特性によって、日常生活の中で社会的障壁となる場面がそれぞれ異なることを踏まえ、多様な困りごとへの理解や適切な配慮の実践を推進するため、これらを分かりやすく説明する広報啓発が行われている。

【事例】読み手を意識した啓発内容の工夫【札幌市】

- イラスト等を多用した「心のバリアフリーガイド」や、同ガイドを要約した「中学生用」、小学生向けに4コマ漫画形式で説明する「わかりやすい版」を作成。
- 読み手に応じたパンフレットを複数用意することで子供から大人までの理解促進を図っている。



施設設置管理者等向けの広報啓発の取組事例

- 障害当事者等が日常的に利用する施設等の施設設置管理者等を対象として、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの必要性等を啓発するための広報啓発が行われている。

【事例】市内事業者向けに配慮事項をまとめたパンフレットを作成した事例【調布市】

- 小規模・既存施設事業者のバリアフリーに対する理解促進に向け、パンフレットを作成。
- 人的対応のポイントや施設のバリアフリー化に向けたチェックポイントを端的に示している。

